

# 令和6年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和6年3月1日（金） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年3月1日（金） 午前9時30分

4 応招議員

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 1番議員  | 増田 恭子  | 2番議員  | 清水 健一  |
| 3番議員  | 佐藤 明孝  | 4番議員  | 平川 勇   |
| 5番議員  | 川岸 和花子 | 6番議員  | 岡戸 章夫  |
| 7番議員  | 加藤 久幸  | 8番議員  | 中根 信一郎 |
| 9番議員  | 吉筋 恵治  | 10番議員 | 中根 幸男  |
| 11番議員 | 西田 彰   | 12番議員 | 亀澤 進   |

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

|      |       |        |       |
|------|-------|--------|-------|
| 町長   | 太田 康雄 | 副町長    | 村松 弘  |
| 教育長  | 野口 和英 | 総務課長   | 平田 章浩 |
| 防災監  | 小澤 幸廣 | 企画財政課長 | 佐藤 嘉彦 |
| 税務課長 | 鳥居 孝文 | 住民生活課長 | 鈴木 知寿 |

|        |       |         |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 福祉課長   | 小澤貴代美 | 健康こども課長 | 朝比奈礼子 |
| 産業課長   | 長野了   | 建設課長    | 岡本教夫  |
| 定住推進課長 | 森下友幸  | 上下水道課長  | 鈴木孝佳  |
| 会計課長   | 古川敏勝  | 学校教育課長  | 塩澤由記弥 |
| 社会教育課長 | 三澤由紀子 | 病院事務局長  | 朝比奈直之 |

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久      議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 4号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 9号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第10号 森町防災減災対策基金条例について
- 議案第11号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 議案第 15 号 森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 令和 5 年度森町一般会計補正予算（第 12 号）
- 議案第 19 号 令和 5 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 20 号 令和 5 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 21 号 令和 5 年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 令和 5 年度森町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 財産の取得について
- 議案第 24 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 25 号 東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び東遠学園組合規約の変更について
- 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）
- 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）
- 議案第 28 号 森町道路線の認定について
- 議案第 29 号 令和 6 年度森町一般会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 6 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 6 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 6 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 令和 6 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 37 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計予算
- 議案第 38 号 令和 6 年度森町病院事業会計予算

< 議事の経過 >

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、  
ただいまから令和6年3月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言するとき、また、発言が終了したときには、マイクボタン  
を押すようお願いいたします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者  
は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許  
可を求めなければならない」とあります。

本定例会は、新型コロナウイルス等の感染症対策を継続するた  
め、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告  
げ、議長の許可を求めることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と  
呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしまし  
た。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、  
6番岡戸章夫君及び7番加藤久幸君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間にしたいと  
思えます。

御異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月25日までの25日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

サイドブックス掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第4、議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法において、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くこととされております。

本案は現在、人権擁護委員として活動されている鈴木功氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

今回提案いたしました鈴木功氏は現在1期目で、令和3年7月1日から人権擁護委員として人権相談や啓発活動を積極的に行っていたと考えております。

また、長年にわたり袋井市役所に勤務され、在職中は、袋井市森町広域行政組合事務局長として、袋井市と森町の広域行政事務に貢献されました。

明朗・誠実な人柄で、地域の人々からの信頼も厚く、また、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委

員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。

なお、新たな任期は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 一点ほど。

一点は、この人権擁護委員の年齢は、制限があるのでしょうか。今回、功さんが承認されますと、73から74ぐらいになるのですが、もう一度なのか。73で終わる。

年齢制限はあるのかどうか。

それともう一点は、森町で人権擁護に関して相談が年間どのぐらいあるのか。

その辺をお願いします。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 鈴木住民生活課長。

住民生活

( 鈴 木 知 寿 君 ) 住民生活課長です。

課 長

ただいまの西田議員からの御質問にお答えをいたします。

二点御質問いただいております。

二点目ですけれども、人権委員の年齢制限という形のものでございます。

こちらにつきましては、国から人権擁護委員法の中で年齢につきましては、委員活動の活性化のために、新任の場合は68歳以下の者、それから再任の場合は75歳未満の者を推薦していただきたいという依頼文が来ております。

年齢につきましては、以上です。

それから二点目の人権擁護委員の相談件数につきましては、現在、毎月1回、基本的には第2木曜日の午後に、人権擁護委員が

二人お見えになって、人権相談を行っていただいております。

今年度、令和5年度につきましては、今のところ4月から2月まで11か月、11回開催しておりますけれども、その中で3件の相談を受け付けているという実績がございます。

具体的な内容につきましては、プライバシー等もあるものですから、把握はしておりませんが、件数的にはそういった形で実績があるということで、御理解いただければと思います。以上です。

議長 (吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋恵治君)「異議なし」と認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり推薦に同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君)起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり推薦に同意することに決定しました。

日程第5、議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第7、議案第6号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案3件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君)本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) ただいま一括して上程されました、議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第6号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」までの3議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第203条の2第4項の改正及び総務省の「技術的な助言」の変更により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給することとなったため、勤勉手当に関する規定を追加するものであります。

はじめに、議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の規定の次に勤勉手当に関する規定を加え、題名に勤勉手当を加えております。

あわせて、本条例を引用している条例の改正を附則で行うものでございます。

また、令和5年人事院勧告のとおり、期末手当の支給月数を1.2月から1.225月に引き上げてございます。

次に、議案第5号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の規定の次に勤勉手当に関する規定を加えるものでございます。

最後に、議案第6号の「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関し、会計年度任用職員を対象とするよう改めるものであります。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第 8、議案第 7 号「森町一般職の職員の特  
殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」  
を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第 7 号「森  
町一般職の職員の特  
殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある箇所で、  
応急作業等の業務に従事した職員に対して支給する災害応急作業等  
手当を新たに追加するものでありまして、日額 500 円を支給する  
ものであります。

なお、本案の適用は、令和 6 年 1 月 1 日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い  
申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第 9、議案第 8 号「機構改革に伴う  
関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第 8 号「機  
構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案理由の  
説明を申し上げます。

今回の改正は、令和 6 年度機構改革により課の再編が行われる  
ことに伴い、「森町防災会議条例」、「森町国民保護協議会条例」  
及び「森町の総合計画の策定等に関する条例」の 3 条例について、

所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、「森町防災会議条例」及び「森町国民保護協議会条例」で定める委員の数を、課の増加に合わせて19人から20人に改めるものでございます。

また、「森町の総合計画の策定等に関する条例」について、審議会の庶務を、企画財政課から政策企画課に改めるものでございます。

なお、3議案ともに施行期日は、令和6年4月1日といたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第10、議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長

( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、この改正省令の第3条、第4条、第7条及び第8条に規定されている各基準を根拠に制定いたしました「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」、「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」及び「森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」の3条例について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、ウェブサイトに掲載することを求めています。

また、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を規定するとともに、改正法に基づき所要の改正を行うものであります。

本条例の施行日につきましては、この改正省令と同日の令和6年4月1日といたします。

なお、身体的拘束等の適正化に関する措置につきましては、令和7年3月31日までの1年間は努力義務、重要事項の掲示に関する措置につきましては、令和7年4月1日からの施行等といたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第11、議案第10号「森町防災減災対策基金条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第10号「森

町防災減災対策基金条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、浜松市に本店がございます「はましんリース株式会社」から、創立40周年記念事業として、防災関係事業に資することを目的に500千円の寄附をいただきましたので、寄附金の有効活用を図るため、森町防災減災対策基金を設置するものでございます。

あわせて、森町緊急地震対策基金条例の廃止を附則で行うものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第12、議案第11号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第11号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防庁より消防団員数の減少による地域防災力の低下を危惧し、消防団員の処遇改善のため「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知が発出され、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められました。

その中で「災害以外の出動については、市町村において、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し定める。」とされたことを受け、森町消防団の災害以外に関する報酬の額を改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第13、議案第12号「森町介護保険条

例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第12号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和6年度から令和8年度までの3年間の第9期介護保健事業計画における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の額及び所得段階の階層を9階層から13階層に改定するものであります。

この保険料額は、第9期事業計画期間において推計される、保険給付費等に基づき算定しております。

所得段階の第5段階の一月当たりの額を保険料の基準額としまして、現行の6,300円から100円増額した6,400円とし、年額では76,800円とするものであります。

また、所得段階の階層につきましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい設定とするためのものであります。

なお、この保険料額の改定につきましては、森町高齢者保健福祉計画審議会において承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第14、議案第13号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 )ただいま上程されました、議案第13号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

政府は、昨年12月22日、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」を閣議決定しました。

この「こども未来戦略」の中で、子育てにやさしい住まいの拡充のため、「子育て世帯に対する住宅支援の強化として、公営住宅等の公的賃貸住宅を対象に、全ての事業主体で子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を働き掛け」ることによって、国全体の目標として、「今後10年間で子育て世帯等の居住する住宅約20万戸を確保する」とされました。

この「こども未来戦略」の「子育て世帯に対する住宅支援の強化」の具体的な政策として、国土交通省は、昨年12月26日に、「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」を定めるとともに、「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」という通知を改正し、全国の公営住宅事業を行っている事業主体である自治体に対して通知しました。

これらの中では、「各事業主体において、公営住宅を活用して、子育て世帯及び若者夫婦世帯が低廉な家賃で優先的に入居できる取組等を推進することにより、子育て世帯等が子供を産み育てやすい住まいを確保できる環境整備を図る」よう求めています。それぞれの公営住宅の事業主体が、「地域の実情や公営住宅ストックの状況等を踏まえつつ、積極的に検討の上」、「公営住宅を活用した住まいの子育て支援」に対して、必要な措置を講ずることとされました。

この状況を受けて町では、町営住宅の子育て世帯等の入居促進を図ることを主な目的として、森町営住宅管理条例について必要な改正を行おうとするものであります。

具体的な改正内容としましては、子育て世帯等の特に居住の安定を図る必要がある者を対象とした裁量階層の入居の資格に関し

て、収入の基準をこれまでの収入分位下位40パーセントの月額21万4,000円としていたところを、法令で定められている上限である収入分位下位50パーセントの月額25万9,000円に引き上げ、また、子育て世帯の裁量階層の範囲として、これまでは同居者の中に、小学校以下の子供がある場合としていたものを、18歳に達する年度の子供まで対象とするものであります。

このほか、精神障がい者の裁量階層の範囲を見直し、町営住宅に単身で入居できる者として犯罪被害者等を加え、入居者選考の際、優先して取り扱う優先入居の対象者の範囲の規定の整理について、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第15、議案第14号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、議案第15号「森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま一括して上程されました、議案第14号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び議案第15号「森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年5月26日公布、令和6年4月1日施行の「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」により、水道整備・管理行政の機能強化を目的として、現在、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政について、国土交通省に移管されることに伴い、関連する「森町水道事業給水条例第5条第1項及び第34条第2項ただし書」、「森町簡易水道給水

条例第5条第1項及び第33条第2項ただし書」中「厚生労働省」を「国土交通省」に改めるものであります。

なお、施行期日は、令和6年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) 日程第17、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第18、議案第17号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) 本案について提案理由の説明を求めます。町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま一括して上程されました、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第17号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

病院経営を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化や医師・看護師等の確保など今後もますます厳しくなることが予測されます。

森町病院では、今後も地域において必要な医療を持続的に提供するため、病院機能の維持に必要な組織体制を強化するとともに、職場内の管理・運営や職員の教育・育成の対応など適切なマネジメント業務を行う管理職員を規定することから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容であります。一般職の職員の給与に関する条例第4条に規定する医療職給料表2表及び3表の4級に室長の職務を追加し、4級に規定する副診療技術部長、副看護部長、科長、看護師長及び室長の職務を管理職にすることに伴い、その職務を補

佐する職として、3級に副科長及び副室長を追加するものでございます。

公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例では、一点目といたしまして、本条例第5条第2項に規定する病院勤務手当のうち、副診療技術部長、副看護部長、科長及び看護師長に支給している4,000円の加算額を削除し、係長、副室長、副科長及び副看護師長に3,000円を加算して支給するよう改正するものでございます。

二点目といたしまして、重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある箇所で、応急作業等の業務に従事した職員に対して、支給する災害応急作業等手当を新たに追加するものでありまして、日額500円を支給するものであります。

なお、本案の適用は、公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の災害応急作業等手当に関する規定は、令和6年1月1日からとし、それ以外の規定の適用は、令和6年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) 日程第19、議案第18号「令和5年度森町一般会計補正予算(第12号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第18号「令和5年度森町一般会計補正予算(第12号)について」、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,957千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,926,432千円とするものであります。

10・11ページ、第2表、繰越明許費補正につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、令和6年度に繰り越す事業及び金額を追加するものと、金額を変更するものでございます。

まず、1の追加につきましては、2款2項の森町小中学校跡地利活用検討業務につきまして、事業者選定から、契約締結までに時間を要しており、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

4項の社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、ベンダーによるシステム改修に時間を要する見込みであり、令和6年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

4款1項の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和5年度事業の残務処理に要する経費について、繰り越して対応するものでございます。

6款2項の農村地域防災減災事業につきましては、昨年6月の豪雨災害に伴う災害復旧への対応が最優先であったため、当該事業の着手が遅延し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

3項のインフラ保全森林整備業務及び公益的機能向上森林整備業務につきましては、地元地権者との調整に時間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

町単独林道新設改良事業につきましては、工法の検討に時間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

8款2項の町単独道路改良事業につきましては、辺地事業の町道乙丸田能線改築工事、町道大上宮奥線改築工事、及び町道宮代東大洞院線改築工事について、工事に必要な資材の確保に時間を要しており、業務工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

交通安全対策事業（森・天宮地区）につきましては、町道新田赤松線改築事業について、地元地権者との調整に時間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

道路メンテナンス事業（橋りょう長寿命化）事業につきましては、河原橋の修繕事業について、工事に必要な資材の確保に時間を要しており、業務工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

3項の河川維持管理事業につきましては、県営事業県道山梨一宮線改修事業に伴い用地買収を行なうものでございますが、県による地元地権者との調整、及び設計等に時間を要し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

11款1項の農業用施設災害復旧事業につきましては、龍馬ヶ谷農道の災害復旧事業について、工事に必要な資材の確保に時間を要しており、業務工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

2項の公共土木施設災害復旧事業につきましては、町道鍛冶島・大久保線の鍛冶島橋架替に伴う測量設計業務委託でございまして、仮橋の上部工種の検討に時間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

現年発生公共土木施設補助災害復旧事業につきましては、準用河川大洞院川、町道葛布線及び町道椋地線の補助災害復旧事業でございまして、工事に必要な資材の確保や河川協議に時間を要し、加えて、令和4年度補助災害復旧事業の遅れの影響を受け、進入路の確保ができず、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

3項の公共施設等災害復旧事業につきましては、令和4年台風15号の豪雨災害に伴い、森地区天宮地内の町有地で発生した法面崩壊を復旧するための測量設計業務委託でございまして、地元調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったこと

によるものでございます。

次に、2の変更につきましては、8款3項の町単独河川改修事業につきまして、工事に必要な資材の確保に時間を要しており、業務工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことにより、繰越明許額を増額する変更でございます。

12ページ、第3表、債務負担行為補正につきましては、歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料につきまして、旧藤江勝太郎家利活用改修事業に伴い、令和6年度までの債務負担行為として事業を進めてまいりましたが、当該事業の中止に伴い廃止するものでございます。

13ページ、第4表、地方債補正につきましては、まず、防災・減災・国土強靱化<sup>じん</sup>緊急対策事業につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の黒石町内会、問詰中川原A・Bに係る県営事業負担金の財源として限度額を増額する変更でございます。

公共土木施設等災害復旧事業につきましては、昨年6月の豪雨災害に伴う災害復旧事業の実施設計委託料が補助対象となったことに伴い、限度額を減額する変更に加え、補助災害復旧事業の基準に満たない崩土処理や倒木撤去費用の財源として限度額を増額する変更でございます。全体といたしましては、減額する変更でございます。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、当該起債を財源として見込んでいた昨年6月の豪雨災害に伴う災害復旧事業の実施設計委託料が補助対象となったことに伴う限度額の減額に加え、対象事業費の減小に伴い、限度額を減額する変更でございます。

地方道路等整備事業につきましては、対象事業として計上しておりました町単独林道新設改良事業の減額に伴い、限度額を減額変更するものでございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の黒石町内会、問詰中川原A・Bに係る区域指定申請図書作

成業務委託料の財源として見込んでおりましたが、当該県事業が、国の令和5年度第1次補正予算において措置された社会資本総合整備事業に採択され、補助事業となりましたことから、当該事業の対象外となりましたので、限度額を減額する変更でございます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の算定の結果を受け、当初見込額を下回ることから、限度額を減額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

11・12ページ、2款1項5目財産管理費29,233千円のうち、減債基金積立金26,790千円につきましては、令和5年度普通交付税のうち、追加交付されました臨時財政対策債償還基金費分について、国の指示に基づき基金積立てを行うものでございます。

環境保全基金積立金1,365千円につきましては、歳入で受け入れます、ペットボトル有償入札拠出金分配金等を基金に積み立てるものでございます。

企業立地推進基金積立金494千円につきましては、町有地の土地売払代を積み立てるものでございます。

また、防災減災対策基金積立金584千円につきましては、消防費寄附金及び緊急地震対策基金の廃止に伴う繰入金を積み立てるものでございます。

3款1項1目、社会福祉総務費22,460千円のうち、0005心身障害児者福祉費の扶助費13,000千円につきましては、本年度の利用実績に基づく年間見込み額に対し、現予算が不足するため、障害児支援事業を増額するものでございます。

また、0006自立支援給付費の扶助費9,460千円につきましては、本年度の利用実績に基づく年間見込み額に対し、現予算が不足するため、障害福祉サービス費等給付事業6,600千円と補装具費給付費2,860千円を増額するものでございます。

6目、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費6,

870千円の減額につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の実績に基づき減額するものでございます。

2項1目、児童福祉総務費7,916千円の減額につきましては、森っ子お助け隊事業について、訪問支援員の確保が困難であったことに加え、対象世帯の同意を得られないケースが多かったことから、町職員による事業実施をしており、予算に計上いたしました報償金7,260千円、費用弁償458千円及び保険料198千円の執行見込みがないことから減額するものでございます。

13・14ページ、4款1項2目、予防費19,700千円の減額につきましては、予防接種事業費のうち、インフルエンザ予防接種の接種実績に基づきインフルエンザ予防接種委託料1,500千円及びインフルエンザ予防接種負担金1,200千円を減額するものと、定期予防接種のうち、子宮頸がんワクチン等の接種実績に基づき定期予防接種委託料4,500千円及び定期予防接種負担金12,500千円を減額するものでございます。

5目、診療所費60,000千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため、追加の繰り出しを行うもので、今年度の繰出金額は通常分の500,000千円に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金30,000千円を加え、総額で530,000千円となります。

15・16ページ、2項2目、し尿処理費3,250千円の減額につきましては、袋井市森町広域行政組合し尿処理施設費分担金でございまして、施設管理委託料の入札差金に伴う減額でございます。

6款3項2目、林業振興費1,738千円につきましては、イノシシ・シカの捕獲頭数の増加に伴いまして、有害鳥獣捕獲業務委託料800千円及び鳥獣被害防止総合対策交付金938千円を増額するものでございます。

3目、林道新設改良費10,000千円の減額につきましては、林道整備工事のうち、林道栗ノ島線の2か所について、斜面の崩落のおそれがあるため構造物の設置工事を予定しておりましたが、岩

が露出しており、更なる崩れのおそれがないことから工事を取りやめることとし、減額するものでございます。

7款1項1目、商工総務費7,538千円の減額につきましては、中小企業等燃料費光熱水費高騰対策支援金でございまして、実績に基づき減額するものでございます。

3目、観光費17,050千円の減額につきましては、歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料でございまして、旧藤江勝太郎家利活用改修事業中止に伴う精算でございまして。

17・18ページ、8款1項1目、土木総務費2,000千円につきましては、黒石地区において、急傾斜地崩壊対策事業を実施するにあたり、県が実施する詳細設計に係る町の負担金を計上するものでございます。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費6,000千円の減額につきましては、昨年6月の豪雨災害の復旧事業にかかる測量設計業務委託料について、設計業務委託の事業費が確定したことから減額するものでございます。

2目、林道災害復旧費24,000千円の減額につきましては、昨年6月の豪雨災害の復旧事業にかかる測量設計業務委託料について、設計業務委託の事業費が確定したことから減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、11款1項1目、地方交付税155,000千円につきましては、普通交付税の再算定による追加等に基づく本年度の交付実績見込みを受け、増額するものでございます。

15款1項1目、民生費国庫負担金11,229千円につきましては、補装具費支給費に対する負担金1,429千円、障害福祉サービス費等支給費に対する負担金3,300千円及び障害児支援給付費に対する負担金6,500千円でございます。

2項1目、総務費国庫補助金3,090千円の減額のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,090千円の減額に

つきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の実績に伴う減額でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,000千円につきましては、10号補正予算にてお認めいただきました物価高騰対応重点支援給付金の財源で、一般財源として計上したうちの3,000千円を当該交付金の推奨事業メニュー分にて対応するため、財源の更正を行うものでございます。

7目、災害復旧費国庫補助金5,351千円につきましては、昨年6月の豪雨災害が激甚災害に指定されたことに伴い、実施設計に係る経費が補助対象となったことから、計上いたします公共土木施設災害復旧費補助金でございます。

16款1項1目、民生費県負担金5,614千円につきましては、障害福祉サービス費等支給費に対する負担金1,650千円、障害児支援給付費に対する負担金3,250千円等でございます。

7・8ページ、2項2目、民生費県補助金5,936千円の減額につきましては、森っ子お助け隊事業の減額に係る補助金の減額でございます。

8目、災害復旧費県補助金4,058千円につきましては、昨年6月の豪雨災害が激甚災害に指定されたことに伴い、実施設計に係る経費が補助対象となったことから、計上いたします農林水産業施設災害復旧費補助金でございます。

19款2項1目、財政調整基金繰入金110,000千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから、当初予算及び補正予算へ計上しております645,000千円の取崩しのうち、一部とりやめによる減額でございます。

7目、ふるさと応援基金繰入金17,050千円の減額につきましては、歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料の減額に伴いまして、取崩しをとりやめる減額でございます。

20款1項1目、繰越金991千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

9・10ページ、21款3項3目、雑入20,292千円のうち、民生費雑入18,927千円につきましては、令和4年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金でございます。

22款1項3目、農林業債9,000千円の減額につきましては、町単独林道新設改良事業の減額に伴う地方道路等整備事業債の減額でございます。

5目、土木債2,900千円の減額のうち、緊急自然災害防止対策事業債4,900千円の減額につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の黒石町内会、問詰中川原A・Bについて、当初は県の単独事業でありましたため、区域指定申請図書作成業務委託料の財源として見込んでおりましたが、当該県事業が、国の令和5年度第1次補正予算において措置された社会資本総合整備事業に採択され、補助事業となりましたことから、当該事業債の対象外となりましたので減額するものと、防災・減災・国土強靱化<sup>じん</sup>緊急対策事業債2,000千円につきましては、ただいま申し上げました、急傾斜地崩壊対策事業の黒石町内会、問詰中川原A・Bについて、補助事業となりましたことから、当該事業債の対象となりましたので、財源として計上するものでございます。

7目、臨時財政対策債11,662千円の減額につきましては、発行可能額の算定の結果を受け、当初見込額を下回ることから、減額するものでございます。

9目、災害復旧債31,700千円の減額につきましては、説明欄の項目にて御説明申し上げます。

現年発生農林水産業施設単独災害復旧事業25,900千円の減額につきましては、実施設計委託料へ県補助金及び補助災害復旧事業債を活用するため減額するものと、対象事業費の減額に伴う財源の減額でございます。

現年発生農林水産業施設補助災害復旧事業2,300千円につきましては、実施設計委託料の県補助の地方負担分へ補助災害復旧事業債を活用するため、財源として計上するものでございます。

現年発生公共土木施設単独災害復旧事業9,500千円の減額につきましては、実施設計委託料へ国庫補助金及び補助災害復旧事業債を活用するため減額するものでございます。

なお、この減額は倒木や崩土撤去経費分の増額を含んでおります。

現年発生公共土木施設補助災害復旧事業1,400千円につきましては、実施設計委託料の国庫補助の地方負担分へ補助災害復旧事業債を活用するため財源として計上するものでございます。

以上が、令和5年度森町一般会計補正予算(第12号)の概要でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩とします。

(午前10時41分～午前10時55分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20、議案第19号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第19号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ326千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,171,121千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、8款1項3目、償還金326千円につきましては、令和4年度に実施いたしました特定健康診査等の事業費の実績が

確定したことによる精算で、保険給付費等交付金特別交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目、繰越金326千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 （吉筋恵治君）日程第21、議案第20号「令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただいま上程されました、議案第20号「令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,052千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,644千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金5,052千円につきましては、被保険者から徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございまして、本年度の被保険者数の増加に伴い増額するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、1款1項1目、後期高齢者医療保険料5,052千円につきましては、被保険者数の増加に伴いまして、保険料を増額するものでございます。

以上が、令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 （吉筋恵治君）日程第22、議案第21号「令和5年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議 長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 （太田康雄君）ただいま上程されました、議案第21号「令和5年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、本年度予算で計上いたしました事業の一部が、年度内の完了が見込めないことから、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費を設定するものであります。

2ページ、第1表、繰越明許費を御覧ください。

本年度実施しております下水道整備事業でございますが、一部工区におきまして、隣接工事との交通規制等の調整により、工事に不測の日数を要することが判明し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことに伴い、事業費129,500千円を令和6年度に繰り越して事業を実施するため、繰越明許費を設定するものでございます。

以上が、令和5年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 （吉筋恵治君）日程第23、議案第22号「令和5年度森町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議 長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました、議案第22号「令和5年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額の収入について、第1款病院事業収益第2項医業外収益268,468千円に84,945千円を追加し、353,413千円とし、病院事業収益の予定額を3,152,235千円とするものでございます。

第3条では、予算第7条で定めた「一時借入金」の限度額を60,000千円減額し、610,000千円とし、第4条では、予算第10条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を60,000千円増額し、530,000千円とするものでございます。

それでは第2条の内容について申し上げますので、8ページを御覧ください。

「収益的収入及び支出」の収入ですが、1款2項1目他会計負担金1節一般会計補助金60,000千円は、3月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、経営安定化のための運転資金として、一般会計より繰り入れをお願いするものでございます。

5目補助金1節国県補助金24,945千円は、新型コロナウイルス感染症対策に係る救急・周産期・小児医療体制確保事業やコロナ病床確保における空床補償としての国県補助金でございます。

以上が、令和5年度森町病院事業会計補正予算(第3号)の内容でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 ( 吉筋恵治君 ) 日程第24、議案第23号「財産の取得について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 吉筋恵治君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

( 太田康雄君 ) ただいま上程されました、議案第23号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、天方コミュニティ防災センターの開設に伴う財産の取得に関し、遠州中央農業協同組合旧天方支店について、用地面積1,277.07平方メートル、建物延べ床面積365平方メートルを取得額51,515,286円で所有者である遠州中央農業協同組合と合意を得ることができました。

つきましては、財産の取得について契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長

( 吉筋恵治君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子君 ) 川岸です。

こちらは去年の12月議会の追加議案ということで、遠州中央農協さんの旧天方支店を天方コミュニティ防災センターとして町が購入するということをそのときにも議決しておりますが、今回はその契約の締結に関することですけれども、こちらを見ると番地が三つぐらいに分かれてまして、12月のときの説明にもATMはどこか移動して、そこに存在するよというような話があったと思うのですけれども、この三つの分かれた番地がどうなってるのかということが分かれば、御説明いただきたい。

あと、これからの契約スケジュールの確認をしたいと思います。

議長

( 吉筋恵治君 ) 小澤防災監。

防災監

( 小澤幸廣君 ) 防災監です。

川岸議員の御質問にお答えします。

まず一点目ですけれども、地番が三つございまして地番について

どのような状況なのかという点、あと契約スケジュールについての御質問かと思われま

まず筆については宅地地目で、3筆ございます。

この別紙のとおり288番地の4、296番地の8、299番地の6とございますが、一番大きい筆につきましては288番地の4で、ここに建物、元のJAの事務所が建てられているところでござい

ます。296番地の8については、物置が現在あるところでございます。あと、299番地の6については、駐車場の一部を分筆した宅地になっております。

合計してこの面積になっているということです。

契約スケジュールにつきましては、この議案が御承認いただければ、速やかに契約を行っていきたいと思っておりますが、支払い代金につきましても今年度中に支払いを行う予定でござい

議長  
5番議員

(吉筋恵治君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子君) 最後に確認だけですけれども、そのJAの中央農協さんの倉庫というか、建物自体は残る部分があるのですか。

議長  
5番議員

(吉筋恵治君) 質問の内容を分かりやすく。

(川岸和花子君) ATMを残すという話があったので、その部分のJAさんの土地が残るとい

議長  
防災監

(吉筋恵治君) 小澤防災監。

(小澤幸廣君) 川岸議員の御質問にお答えします。

ATMについての御質問でござい

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 私素人なので、契約金額51,515,286円、この金額が妥当かどうかというのは、ちょっと分らないですが、当然交渉するにあたっては、農協側がこれぐらいで買ってほしい、行政側はこれぐらいで買いたい、そういった案があったと思うのですが、その辺はどうでしょう。

ここに落ち着く前に、それぞれ売る側は高く売りたい、こっちは安く買いたいというのもあると思うので、その辺もしあったら教えてください。

それから、今後、内装の改修とかそういうのがあると思うのですが、それはどのぐらいかかるのか、ある程度見積もりをしているのか、その辺をお願いします。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤防災監。

防 災 監

( 小 澤 幸 廣 君 ) 防災監です。

西田議員の御質問にお答えします。

この契約金額について、決定するまでの経緯についてでございますが、まず12月の補正予算をお認めいただいたときに、その辺も御説明をしているところですが、町の算出額というものにつきましては、不動産鑑定評価によって算出をしております。

農協も提示額というものがあつたのですけども、そこで交渉の結果、町の提示額となつたわけですけども、金額は申し上げられませんが、農協が若干ちょっと高い金額で提示をされておりましたが、町の金額にまとめていただいたということでございます。

今後の改装をどのぐらいかかるかということでございますが、これについてはまた当初予算で、まず改装についての設計を計上させていただいてますので、その当初予算の中の御説明の中で、その辺は御承認いただければと思います。以上でございます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3 番議員

( 佐藤明孝君 ) まずこの所在地からだ、先ほど川岸議員からもお話出ましたけれども、防災監の答弁によりますと、これは288番地4と記載されてますが、先ほど「の」が入ってましたけれども、「の」をどう入れるのと入れないのとどちらが正しいのか、この記載の方法というのはいわゆる原籍地や本籍地を表す場合の表示だと思いますけれども。

それともう一点が、最後の299番地6については、分筆した駐車場も含むということで説明がありましたけれども、地目は全て宅地となっているのか、その点の確認をお願いしたいと思います。

議長  
防災監

( 吉筋恵治君 ) 小澤防災監。

( 小澤幸廣君 ) 佐藤議員の御質問にお答えします。

所在地の地番についての御質問でございますが、これにつきましてはここに表示されてるように「の」は入らなくて、288番地4が正式の地番でございます。

分筆した部分は宅地かどうかという御質問でございますが、この別紙のとおり全て宅地でございます。以上です。

議長

( 吉筋恵治君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長

( 吉筋恵治君 ) 起立全員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第24号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画

の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第24号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、当該辺地の公共的施設を整備促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入を受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を変更し、総務大臣に提出するものであります。

今回の変更は、橘・薄場辺地域における総合整備計画の中で、町道大上宮奥線及び宮代東大洞院線を整備してまいりましたが、測量設計を行った結果、それぞれ必要な工事が増加したこと、また、物価・労務単価の上昇も影響し、現計画の期間内の整備完了が困難な見込みとなりましたことから、整備計画の期間延長と事業費の増額を行う計画変更でございます。

変更の具体的内容につきましては、事業費に243,500千円を追加し、全体事業費を468,500千円とするものと、整備計画を5年間延長し、令和10年度までとするものでございます。

また、参考といたしまして、計画事業期間以降の次期計画といたしまして、令和11年・12年の2年間で50,000千円を見込んでおり、これを含めると、事業費で293,500千円の増額を見込み、全体事業費では518,500千円を現時点では見込んでおります。

町道大上宮奥線及び町道宮代東大洞院線は、ともに橘地区住民の生活道路として重要な道路であるとともに、災害時の地域間の迂回路や町内の観光施設を結ぶ観光ルートの一部でもありますので、早急に整備し、地域住民及び観光客が安心して通行できる道

路とする必要があり、本計画変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、事業費の全額を辺地対策事業債として借入を受けるものであります。

また、本議案上程のための県知事との事前協議につきましては、2月20日付けで、「意見等なし」との回答を得ております。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第26、議案第25号「東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び東遠学園組合同規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第25号「東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び東遠学園組合同規約の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、掛川市、菊川市、御前崎市及び森町の3市1町で構成する東遠学園組合の共同処理する事務を変更すること、及び規約の一部を変更するものであります。

今回の規約の変更は、東遠学園組合が運営する児童発達支援センターの定員拡充を図るため、これまで施設の立地していなかった構成市町のひとつである本町に、児童発達支援センターを開設するにあたり、「東遠学園組合こども発達センターきためばえにおける児童福祉法第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援及び同条第6項の規定による保育所等訪問支援の実施に関する事務」を「組合の共同処理する事務」に追加すること及び静岡県が行う「静岡県障害児（者）地域療育支援センター事業」の事業名称が「静岡県在宅重症心身障害児（者）療育支援事業」に改め

られたことに伴い、受託事業の名称を改めるものであります。

規約を変更するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 発 言 する 者 な し )  
議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。

討論はありませんか。  
( 発 言 する 者 な し )  
議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )  
議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」及び日程第28、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )  
議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま一括上程されました、議案第26号森町吉川キャンプ場及び議案第27号森町天方宿泊施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

森町吉川キャンプ場及び森町天方宿泊施設は、平成18年4月から指定管理者制度により（株）アマガタと管理に関する協定を締結し、適切に管理が行われてまいりました。

基本協定期間が3年間であり、本年3月末で期間満了となるため、昨年12月18日から本年1月18日まで指定管理者候補者の募集を一括して公募形式で実施したところ、（株）アマガター社からの応募がありました。

選定委員会において審査を受けたところ、（株）アマガタは指定管理者として適当である旨の回答がありました。

つきましては、（株）アマガタは、これまで運営してきた経営ノウハウがあり、今後も地域に根ざした安定した管理を行うことが期待できることから、指定管理者として相応しいと考えられるため、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定期間については、両施設とも令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第29、議案第28号「森町道路線の認定について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました、議案第28号「森町道路線の認定について」、提案理由の説明を申し上げます。

路線の位置、延長、幅員等につきましては、お手元にお配りいたしました議案及び位置図のとおりでございます。

今回、認定する路線は「城北団地南線」、「宮代西10号線」の2路線でございます。

まず、「城北団地南線」でございますが、宅地造成に伴う土地利用協議の中で、事業完了後造成に伴う道路は町道として引き受

けることとされており、土地利用事業が完了したことから、町道上飯田西4号線との交差点を起点とし、町道城北団地2号線に接続する路線を新たに認定するものでございます。

次に、「宮代西10号線」でございますが、本路線は、町道宮代西6号線との交差点を起点とし、町道宮代西9号線に接続する区間を県道宮代赤根線の渋滞対策として、迂回路を整備するため新たに認定するものでございます。

以上の2路線の町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第30、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算」から日程第39、議案第38号「令和6年度森町病院事業会計予算」まで議案10件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太 田 康 雄 君 ) 本日、令和6年3月森町議会定例会を開会していただき、令和6年度当初予算の議案を提出するにあたり、その概要を御説明申し上げますとともに、令和6年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っているところであります。

また、議員の皆様方におかれましては、国、地方を通じて、地政学リスクの高まりによる社会経済情勢の影響や、エネルギー・食料価格等の高騰により、依然として厳しい経済・財政状況の中、地方創生の推進、住民の暮らしの安全確保、災害対応等に対し、多大なる御尽力を賜っておりますことを先ずもって厚く御礼申し上げます。

さて、過日行われました森町長選挙におきまして、町民の皆さ

まをはじめ、各方面の方々からの力強い御支援と温かい御厚情を賜りまして3度目の当選の栄に浴し、引き続き町政運営を担わせていただくこととなりました。

今回の選挙戦では、森町が直面する最重要課題は人口減少であるという共通認識のもと、その課題にどう対処するかに有権者の皆様の関心があったと推察いたしております。

私は、今回の選挙にあたり、めざす町の姿「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、次の三つのまちづくり、1 移住者、定住者に選ばれる「住みたいまち・住み続けたいまち」、2 民間活力と連携した「活気あふれる産業と交流のまち」、3 赤ちゃんから高齢者まで「だれにもやさしいまち」と、それぞれのまちづくりを実現するための六つの施策、移住定住を推進、子育て、教育を充実、産業を振興、観光・交流を活性化、安心・安全を確保、自然環境保護を、マニフェスト、公約として掲げました。

これらマニフェストに掲げたまちづくりを進めるため、今ある歴史、伝統文化、自然といった森町の価値や地域資源を活かし、そこにリノベーション手法による改善、改革を加える「森のベリノベーションまちづくり」に取り組んでまいります。

そして、森町が直面する人口減少を抑制して活力を維持し、誰もが誇りを持ち、愛着を感じながら住み続けられる持続可能なまち、サステナブルなまちを作り上げ、次代につなげてまいります。

3期目となりますが、決して1期目、2期目の延長ではなく、これまでの経験と実績に新しい発想を加えてチャレンジすることで、私自身をリノベーションしながら、森町全体をリノベーションする覚悟で町政運営に邁進してまいります。

しかし、これらを着実に推進・実行するに際しましては、当局のみでは到底不可能でありますので、議会の皆さまの御理解と御協力をいただきながら、町民との対話、民間活力との連携を進め、「心和らぐ森町」をともに創り上げ、次代につなげていくよう、全力を傾注してまいります。

引き続き、御指導御支援を賜りますよう、心からよろしくお願い申し上げます、所信とさせていただきます。

令和5年度の日本経済の状況をみますと、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあります。

30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えております。

他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いておらず、個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いており、これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0パーセント台の低い水準で推移しているという課題もあります。

こうした状況から政府は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、その裏付けとなる令和5年度補正予算を迅速かつ着実に執行するなど、当面の経済財政運営に万全を期すとしております。

こうした結果、令和5年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.6パーセント程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は5.5パーセント程度となることを見込まれ、また、消費者物価（総合）については、3.0パーセント程度の上昇率になると見込まれているところでございます。

こうした中、「令和6年度国の予算編成の基本方針」における基本的考え方では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を速やかに実行、デフレから完全脱却するとともに「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、民需主導の持続的な成長、そして、「成長と分配の好循環」の実現を目指し、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会改革を起動・推進する中で、包摂社会の実現に取

り組むとともに、国民の安全・安心の確保に万全を期し、経済社会の持続可能性を担保することを目指す。

また、持続的で構造的な賃上げの実現を目指し、引き続き、リスキニングによる能力向上の支援など、三位一体の労働市場改革、地域の中堅・中小企業、小規模事業者を含め、賃上げに向けた環境整備を進め、中小企業等の価格転嫁の円滑化、資金繰り、経営改善・再生等の支援を行うとともに、供給力の強化に向けて、科学技術の振興及びイノベーションの促進、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋や宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援等に取り組む。

そして、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を推進し、少子化対策・こども政策を抜本的に強化するとともに、多様性が尊重され、全ての人が力を発揮できる包摂社会の実現を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍の推進、高齢者活躍の推進、認知症施策、障害者の社会参加や地域移行の推進、就職氷河期世代への支援、孤独・孤立対策等に取り組む。

さらに、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、デジタル技術の活用によって、「全国どこでも誰でも便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとともに、地方活性化に向けた基盤づくりを推進し、地方創生につなげる。

さらには、防災・減災、国土強靱化<sup>じん</sup>の取組を着実に推進するとともに、質の高い公教育の再生、文化・芸術・スポーツの振興、農林水産業の振興、交通・物流インフラの整備、観光立国に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・暮らしの脱炭素やサーキュラーエコノミーの実現に向けた着実な準備に取り組む。

一方、経済財政運営においては、経済の再生が最優先課題であ

り、経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保してゆく。

また、賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していく。

そして、政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組むとしております。

このような方針に基づいて編成された令和6年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして112兆5,717億円と、前年度当初予算に対してマイナス1兆8,095億円、1.6パーセントの減少となっており、過去最大規模であった令和5年度予算額から減少に転じております。

政府は、この予算のポイントとして、「歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算」とし、経済の好循環の起点となる賃上げの実現、構造的な変化と社会課題への対応、外交・安全保障、令和6年能登半島地震への対応、歳出の効率化を掲げ、重要課題への対応を盛り込んだ予算としております。

一方、令和6年度の地方財政計画につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は、42兆7,329億円、対前年度比マイナス0.3パーセント、地方交付税は、18兆6,671億円、対前年度比プラス1.7パーセント、投資的経費につきましては、11兆9,896億円、対前年度比プラス0.1パーセントと見込むなど、その歳入歳出規模を、93兆6,388億円、対前年度比プラス1.7パーセントとしております。

他方、県におきましては「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～未来に翔くSDGsの理想郷～」を掲げ、一般会計予算総額を、対前年度比マイナス4.0パーセントの1兆3,160億円としております。

歳入では、県税につきましては、経済の回復に伴う企業収益の増による、法人2税の増加、円安の影響による輸入取引額の減に伴う地方消費税の減少を見込み、県税全体では対前年度比プラス1.6パーセントとしております。

また、歳出では、社会構造が大きく転換する中、人口減少や経済の再生・発展など、静岡県が直面する課題に挑戦し、未来に向けて、持続可能で安心して暮らせる社会を創造する「美しい“ふじのくに”」づくりを推進する予算編成と組織改編を行うとしております。

そして、人づくり・富づくりの着実な推進と、生産性の高い持続可能な行財政運営を方針に掲げ取り組むとしており、投資的経費につきましては、対前年比プラス4.5パーセントの1,951億3,300万円を計上しております。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策に注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営を継続していくため、引き続き財政の健全化に努めるとともに、子ども・子育て支援施策の更なる充実と併せて、移住・定住の推進施策の拡充を図りつつ、森町の地域特性や可能性を活かした地方創生に取り組み、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

令和6年度は、本町のまちづくりの指針となる「第9次森町総合計画」における、「人の輪」「対話」「調和」の三つの基本理念を踏まえ、次世代の森町づくりを進めるため、引き続き町民と行政が一体となり、さまざまな施策に着手し、まちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、取り組んでまいります。

以上の点を踏まえまして、令和6年度当初予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時54分～午後1時10分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

提案説明の再開をお願いします。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄君 ) 最初に、議案第29号「一般会計予算について」でございます。

参考資料、令和6年度森町当初予算(案)概要も併せて御覧ください。

予算規模は、9,713,000千円と、前年度当初予算に対しまして、プラス572,000千円、6.3パーセントの増加となっております。

本予算案では、いまだ復旧作業が続いております過去2年の台風等による被災施設に係る復旧関連経費を計上するとともに、「遠州の小京都リノベーション推進計画」に基づく事業経費、保育園保育料を0歳から2歳児を対象に第2子以降無料とする無償化の拡大や、森っ子の健やかな成長を願い節目に就学応援金を支給する取組等の子ども・子育て支援施策に係る経費、更なる移住・定住を推進するための新たな取組に関する経費、交流の推進・シティプロモーション戦略策定に係る経費、安心・安全の更なる充実を目指すための経費、産業振興や文化財の保存活用の経費、デジタルガバメント等に関する経費及びカーボンニュートラルの取組に関する経費を計上し、「住みたいまち・住み続けたいまち、活気あふれる産業と交流のまち、だれにもやさしいまち」、そして、「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現のために積極的に取り組む「森のバージョンまちづくりスタートアップ予算」としております。

歳出における主な増加要因といたしましては、ふるさと納税推進事業、ガバメントクラウド対応のための標準化・共通化システム整備委託料、社会資本整備交付金を活用した工業団地基盤強化事業や防災・安全交付金を活用した舗装修繕事業、保育園委託料の増等によるものであります。

一方、減額要因といたしましては、交通安全対策事業(新田赤松線改築外)、上水道安全対策事業繰出金、学校跡地利活用検討

事業委託の完了、町有施設（旧児童館・旧静岡銀行森町支店）解体工事完了による減少等が挙げられます。

次に、新しいマニフェストに掲げました「森のバージョンまちづくり三つのまちづくりと6つの施策」に従いまして、主な事業を述べさせていただきます。

一点目のまちづくり「移住者、定住者に選ばれる『住みたいまち、住み続けたいまち』」の一つ目の施策「移住定住を推進」につきましても、更なる移住者の増加を目指すため、行政と連携し、より丁寧で柔軟な対応を行う移住コーディネーターを一人増員配置し、二人体制での円滑な移住相談の推進を図ります。

また、新たに「移住者受け入れモデル地区」をつくり移住者受入れに伴う地域の活性化や不安事項の解消に取り組むとともに、移住希望者の地域理解のための事前情報を掲載した移住者向けのガイドブックの作成を行います。

さらに、空き家の相談、管理活用や調査啓発を「空き家管理活用認定支援法人」に委託し、空き家対策の拡充を進めます。

加えて、移住希望者の背中を押す事業として「森町移住者新生活応援金」、森町での新婚生活を応援するための「住もうよ森町新婚さん応援金」、国の補助事業である新婚生活の経済的支援の「結婚新生活支援事業」につきましても、引き続き取り組みます。

そして、これらの取組とともに、シティプロモーション戦略の策定に着手し、戦略に基づく取組によりシビックプライドの更なる醸成を図ることで、住んでいる人も訪れる人もまちの魅力を享受することができるまちづくりを目指します。

二つ目の施策「子育て、教育を充実」につきましても、まず、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活をおくることができる社会の実現を目指して制定された「こども基本法」、「こども大綱」、

及び国のこども未来戦略等に基づく森町計画として、「森町こども計画」を策定してまいります。

子ども・子育て支援として、全ての子供とその家庭・家族への切れ目のない支援を提供する「こども家庭総合支援拠点」、妊娠期から子育て期の総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」、発達障害等による支援を必要とする就学前児童に対応するため、療育関係業務を専任する「療育コーディネーター」を引き続き配置し、早期に子育て・子育ちを総合的に進められる体制を確保するとともに、これらを一元的に担う「こども家庭センター」の設置に取り組みます。

また、森っ子の未来への健やかな成長を応援する事業として、虐待や貧困、ヤングケアラーなど支援を必要とするこどもの育ちを支援する「森っ子お助け隊事業」に引き続き取り組むとともに、妊婦、未就学児のいる家庭に対し、スマートフォン等で24時間医療相談が可能となるサービスを提供し、必要な医療情報を得ることで育児不安や健康不安の軽減を図る取組を新たに始めます。

そして、子供の成長の節目節目を応援する事業として、「森っ子就学応援事業」を創設し、小・中学校入学時にそれぞれ3万円、高校入学時に5万円を交付する事業を実施します。

さらに、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行う「出産・子育て応援事業」、「産婦健康診査・産後ケア事業」に引き続き取り組み、妊娠から出産、育児にいたるまで切れ目のない、子ども・子育て支援策に取り組みます。

そして、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービス等の情報提供を行う保育コンシェルジュの配置や、病児・病後保育の対応、医療費窓口自己負担の無償化を高校生年代まで拡充したこども医療費助成事業を継続するとともに、学校給食等における原材料価格等の高騰に係る費用増額分の一部を支援し、給食費保護者負担の軽減を図るほか、児童手当支給事業に取り組み、子育て世代の不安の解消や経済的な負担の軽

減を図ってまいります。

乳幼児につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育園で一時的に預かることができる一時預かり事業や、保育における小規模保育所事業を継続して実施いたします。

保育園に関しましては、保育園に係る保育委託料を確保し、待機児童ゼロを維持するとともに、保育士に求められる専門性の向上と処遇改善の推進に必要な研修受講の機会確保・拡充のため、近隣市と連携した保育士等キャリアアップ研修の実施や、要支援児童に対する保育の充実を図るため、加配保育士の人件費補助に引き続き取り組むとともに、新たに0歳から2歳児を対象に第2子以降無料とし、保育園保育料の無償化を拡充いたします。

幼稚園児につきましては、全園での預かり保育事業に加え、保護者のニーズに応じた森・園田幼稚園での預かり保育の時間延長、小学生につきましては、放課後児童クラブの受け入れ児童数の増員に対応するとともに、継続して放課後子ども教室に取り組み、子育て環境の充実を図ってまいります。

教育学習関係につきましては、小中学校での一人1台端末の環境を日常的に活用できるよう、ICT推進事業としてICT授業づくりのためのアドバイザーを引き続き確保するとともに、より円滑なオンライン学習環境のための校内ネットワークアセスメント（通信環境診断）を実施します。

また、学校のペーパーレス化や、オンラインによる欠席連絡、児童生徒の心の健康観察を行うメンタルログの導入により、保護者負担の軽減や児童生徒の異変を一早く察知し、心身ともに健康な日常生活が送れるよう取り組んでまいります。

さらに、外国語教育を通して今後の国際化社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育の推進、不登校等で学校生活に適應できない児童生徒を支援するための居場所づくりと、保護者への相談業務を行う教育支援センター事業、学習上又は生活

上の困難を改善・克服し、自立を図るための指導を行う通級指導教室等に引き続き取り組んでまいります。

これらの取組のほか、本町の名誉町民第1号であります杭迫柏樹氏の御協力をいただき、氏と高校生による書道パフォーマンスや、氏の指導による小中学生を対象とした書道教室を開催するワークショップにより、書の魅力を児童・生徒をはじめ多くの人に伝え、書を通じた伝統文化の次代への継承を推進することを目的とした、「書道フェスタ」の開催を計画してまいります。

次に二点目のまちづくり「民間活力と連携した『活気あふれる産業と交流のまち』」の一つ目の施策「産業を振興」につきましても、まず、企業誘致の取組として、新東名高速道路の2か所のインターチェンジを有する森町の持つポテンシャルを活かし、積極的な企業誘致と雇用の確保のため、これまで実施してきました調査結果等を踏まえた取組を研究検討してまいります。

また、引き続き産業立地奨励事業費補助金を計上し、企業の投資に対する固定資産税等の助成を行うとともに、中川下工業専用地域における工業団地基盤強化事業として町道の整備を進めます。

さらに森町袋井インター通り線の整備促進を図るため、県、袋井市と締結した覚書の対象区間の整備事業に係る経費を負担します。

農林業関係につきましては、茶業等の農業振興、農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水の整備等を実施する県営の農地整備事業への負担金、農道整備に係る県営経営体育成樹園地再編整備負担金、県営林道開設事業の負担金、農林業用施設等の適切な維持管理、有害鳥獣対策、国際森林認証に基づく木材のブランド化、農業振興地域整備計画の見直し、農地利用の姿を明確化する「地域計画」策定作業に引き続き取り組んでまいります。

商工業関係につきましては、昨今の物価高騰の中、町内中小企業等が取り組むコスト削減に係る費用に対して支援する補助事業

を設けるとともに、森町の商工業を元気にする事業の補助や、産業祭への補助を継続してまいります。

ふるさと納税推進事業としましては、受け入れた寄附に係るお礼の品等の関係経費について、寄附額の2分の1以内となるよう制度を遵守し、引き続き新しい魅力ある返礼品の発掘に加え、森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与するよう取り組むとともに、企業版ふるさと納税の推進にも積極的に取り組んでまいります。

二つ目の施策「観光・交流を活性化」につきましては、「遠州の小京都リノベーション推進計画」に基づき、旧児童館及び旧静岡銀行森町支店跡地など周辺地域の整備基本計画の策定、旧周智高校跡地とその周辺の公園基本計画の策定及び遠州の小京都ロゴマークの作成に着手します。

また、遠州の小京都推進事業では、森町の歴史や伝統を表現する重要な資源である「森町の舞楽」について、使用可能な映像記録がないため、新たに動画を制作するとともに、動画を活用した情報発信に取り組めます。

さらに、産・学・官連携による、「遠州の小京都森町の香」プロジェクトに引き続き取り組み商品化を図ってまいります。

交流の活性化では、引き続き関係人口を創出し地域の活性化を図る取組を行う団体等が行う交流施設等の整備事業を支援する「人をつなぐ関係人口創出事業」や、東京都江東区で開催される「江東区民まつり」への出展等による観光誘客の推進にも取り組むとともに、森町ふるさと会交流事業の開催による森町ファンの拡大とネットワークづくりに努めてまいります。

文化財の保存・活用に関しましては、町が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定める「文化財保存活用地域計画」の作成に引き続き取り組みます。

次に、三点目のまちづくり「赤ちゃんから高齢者まで『だれにもやさしいまち』」の一つ目の施策「安心・安全を確保」につき

ましては、まず、防災・減災対策といたしまして、天方地区に天方コミュニティ防災センターを整備するとともに、台風や豪雨時の浸水対策の備えとして、土のうステーションの設置、可搬式水中ポンプの整備を行います。

また、文化会館小ホールの吊り天井耐震補強のための設計を行います。

加えて、建築物等耐震化促進事業費補助金の対象に、新たに、耐震化が必要な木造住宅の除却や、瓦屋根の耐風診断と耐風改修工事を設け、強風による瓦屋根の飛散・脱落等の被害の防止対策を促進いたします。

消防団につきましては、新たに女性消防団員の入団を認め、活動の情報発信等を担っていただくとともに、団員の訓練出動に係る報酬を大幅に引き上げ、団員処遇の改善を図ってまいります。

防犯対策としましては、防犯灯の設置費補助を継続して実施するとともに、新たに町内会による防犯カメラの設置に対し補助を行ってまいります。

地域医療や健康対策としまして、まず、地域医療の要である森町病院につきましては、経営強化等のため350,000千円を繰り出し、地域医療の充実のため、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づき策定した「公立森町病院経営強化プラン」に基づき、病院事業の経営強化に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、お達者度の高い、だれにもやさしいまちづくりを推進するため、継続して国立大学法人浜松医科大学に「森町地域包括ケア寄附講座」を設置し、健康寿命・お達者度の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、高齢者の生活を支える重層的な支援体制（地域包括ケアシステム）の深化を図るとともに、地域包括支援センターにリハビリ専門職を継続配置し、地域における介護予防・重度化防止の機能強化を図ります。

そして、フレイルのおそれのある高齢者を包括的に支援していく仕組みとして、新たに「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」に取り組みます。

さらには、町民の健康づくりを総合的、効果的に支援、実施するための基本方針や施策を定める「第2次森町健康増進計画」が最終年度を迎えることから、健康づくりを進め健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図るため「第3次森町健康増進計画」を策定します。

予防接種に関しましては、こどもの定期予防接種を適宜受けられる環境を整えるとともに、令和4年度より接種の積極的勧奨が再開された子宮頸がんワクチンについては、対象年齢に加え、積極的勧奨が控えられてきた対象者についても、全額公費負担で受けられるよう引き続き対応し、高齢者に対するインフルエンザ予防接種事業、及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を継続して実施いたします。

障害者支援では、心身障害児の療育推進及び保護者の療育負担の軽減として、障害児への支援を引き続き実施するとともに、福祉施設への通所に係る費用の助成や、重度心身障害者（児）に対する医療費扶助、重度身体障害者への自動車や住宅改造費に対する補助経費等を計上しており、障害者等がより身近な所で支援を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。

さらには、成年後見支援中核機関「成年後見制度サポートセンター」を委託設置し、成年後見制度を利用しやすい地域体制の確保を図ってまいります。

その他、引き続き高齢者等の電動車イス購入に対する助成を行ってまいります。

インフラ関係といたしましては、防災・減災・国土強靱化<sup>じん</sup>対策を進めるため、国の交付金を活用した舗装長寿命化修繕計画の更新や舗装改良工事、道路照明灯の点検、橋りょうの点検、橋りょう長寿命化修繕計画の更新や橋りょう長寿命化工事、緊急自然災

害防止対策事業債を活用した法面崩壊対策を実施するとともに、  
辺地債等を活用した町道整備に取り組みます。

さらには、上水道耐震化事業のための上水道安全対策事業繰出  
金とともに、公共下水道事業会計の繰出金を計上し、上下水道施  
設等の整備に取り組んでまいります。

デジタルに関することとしましては、国の「地方自治体の情報  
システム標準化に向けた取組」による、「デジタルガバメント実  
行計画」に基づく「ガバメントクラウド」へのシステム移行を推  
進するため、対象20業務のシステムの標準化・共通化に取り組み  
ます。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく取組  
を当町においても進めるため、行政手続きのオンライン対応や、  
マイナンバーカードの普及促進とともに、デジタル・ガバメント  
の推進のため、引き続き外部のデジタル人材を活用してC I O補  
佐業務を委託し、庁内の環境整備を図ります。

加えて、デジタルデバインド（情報格差）対策として、高齢者向  
けのスマートフォン操作講座の開催に引き続き取り組んでまいり  
ます。

連携やコミュニティに関することとしましては、町民と行政が  
一体となってまちづくりを進める協働まちづくり推進事業費を計  
上するとともに、町内会公民館整備補助金の補助要件を緩和し、  
一層の活用の促進を図ることで、町内会活動の拠点の充実を進め、  
地域コミュニティ活動の活性化を支援いたします。

さら昨今のエネルギー価格の高騰対策として町内会が実施する  
省エネルギー性能が高い機器整備の補助を行うこととします。

さらに、地域交通に関する指針となる地域公共交通計画に基づ  
き、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅  
客運送バス運行事業、及び民間バス路線への支援を継続し、地域  
公共交通の確保に努めるとともに、バス、タクシー及び天竜浜名  
湖鉄道の利用者に対する森町公共交通利用券助成事業により、自

家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動への支援にも努めつつ、地域タクシーの実証実験に向けて取り組めます。

その他の取組としましては、町営住宅長寿命化計画の策定、及び長寿命化対策とともに、公共施設等の長寿命化対策に取り組めます。

また、努力義務化された自転車ヘルメット着用率向上のため、ヘルメット購入費の助成を新たに設けます。

二つ目の施策「自然環境を保護」につきましては、まず、カーボンニュートラル実現に向けた取組として、地球温暖化防止啓発事業や、小学生を対象とした地球温暖化防止啓発の環境教育授業への支援、家庭用蓄電池の導入を対象を含む新エネルギー機器等導入促進補助金、生ゴミ処理機購入費補助金、資源ゴミの拠点回収等とともに、電動アシスト自転車の購入補助要件を一部見直した上で、引き続き取り組んでまいります。

また、保健福祉センターの照明LED化を2か年に分けて実施いたします。

美しいまちづくりとしまして、天竜浜名湖鉄道の軌道敷の法面等の美化活動等への支援として、レールフレンドシップ事業を引き続き実施するとともに、向天方地内の桜並木を管理する委員会への補助や、環境美化パトロールを継続いたします。

加えて、太田川の水産動物資源である鮎の増殖を図るため、太田川漁協が取り組む親魚放流事業に補助を行います。

森林環境譲与税を活用した事業としては、森林所有者への意向調査結果に基づき、公益的機能の向上を増進するための森林整備や林道・作業道等の整備、インフラ保全のための森林整備などに取り組む、森林の適正管理による地球温暖化対策の一助としてまいります。

加えて、小学校5年生を対象とした旧三倉小学校学校林で行う森林環境教育に、引き続き取り組んでまいります。

次に、これらを賄う財源の主なものにつきまして、御説明申し

上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。地方財政計画の見込み及び令和5年度の収納実績、企業業績の状況等を考慮し、個人町民税は、対前年度比マイナス4.4パーセントの796,000千円、法人町民税は、対前年度比マイナス3.8パーセントの127,001千円、固定資産税は、対前年度比マイナス4.0パーセントの1,125,000千円とし、町税全体では対前年度比マイナス3.8パーセントの2,281,000千円といたしました。

一方、地方特例交付金につきましては、定額減税による個人町民税の減収補填見込み分として、58,000千円を加えた75,000千円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画の今年度の実績見込等を考慮し、対前年度比105,000千円増の2,100,000千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、保育園費増額に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の皆増等により、全体で954,244千円、対前年度比60,772千円増の、プラス6.8パーセントの計上となっております。

寄附金につきましては、更なるふるさと納税の推進とともに、企業版ふるさと納税の取組を拡充することで、ふるさと応援寄附金等の増額を見込み、対前年度201,500千円増の701,501千円を計上しております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度同額の450,000千円を計上したほか、減債基金繰入金130,000千円、ふるさと応援基金繰入金201,388千円など、対前年度比905千円減の812,635千円としております。

町債につきましては、各投資的事業の財源として585,300千円とともに、臨時財政対策債22,000千円を計上し、町債全体では、対前年度比19,900千円減の607,300千円としております。

次に、議案第30号から議案第35号までの特別会計予算でござい

ますが、議案第30号「国民健康保険特別会計予算」は、県に納める国民健康保険事業費納付金と、過去3年間の療養給付費を基に推計した医療費等から年間予算を推計しており、予算総額は2,070,545千円で、対前年度比マイナス4.0パーセントの計上となっております。

なお、令和5年度をもって退職医療制度が終了することから、事項別明細書につきまして、歳入は、1款国民健康保険税、8款諸収入の退職被保険者等に係る目を、歳出は、2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金、7款諸支出金の退職被保険者等に係る目を廃目とし、後続の目を繰り上げております。

また、これまで語頭に「一般」がついていた項目については、「一般」の語句を削除しております。

次に、議案第31号「後期高齢者医療特別会計予算」では、被保険者から徴収した保険料を運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は284,457千円で、保険料率の改訂等により、対前年度比プラス18.2パーセントの計上となっております。

次に、議案第32号「介護保険特別会計予算」でございますが、予算総額は、2,261,328千円で、対前年度比プラス0.8パーセントの計上となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比プラス3.0パーセントの491,149千円の計上としております。

また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の92.5パーセントにあたる保険給付費につきまして、第9期介護保険事業計画に基づき2,092,032千円と、地域支援事業に係る事業費として127,297千円の計上となっております。

その他、議案第33号「大久保簡易水道事業特別会計」、議案第

34号「三倉簡易水道事業特別会計予算」及び議案第35号「大河内簡易水道事業特別会計予算」は、ともに経営規模に則した事業執行に必要な経費を計上させていただき、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めてまいります。

次に、議案第36号「水道事業会計予算」でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は881,901千円で、対前年度比マイナス0.3パーセントの計上となっております。

主な減少要因といたしましては、企業債借入金の一部償還完了による、企業債償還金の減額でございます。

水道事業につきましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。

今後も引き続き最大の努力をしてまいります。

次に、議案第37号「公共下水道事業会計予算」でございますが、本予算は、令和6年度から公営企業会計となるものであります。

収益的支出と資本的支出の総額は1,197,468千円となり、令和5年度森町公共下水道事業特別会計予算との比較では、156,338千円の増で、プラス15.0パーセントの計上となっております。

主な増加要因としましては、管きょ建設改良費の下水道築造工事費及び下水道管きょ築造に伴う上水道布設替工事に係る補償金の減に対し、公営企業会計化にともない計上いたしました、有形固定資産減価償却費の皆増によるものでございます。

公営企業会計の適用により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、持続可能な事業運営を目指してまいります。

最後に、議案第38号「病院事業会計予算」でございますが、「収益的収入及び支出」の予定額では、病院事業収益を2,842,217千円、病院事業費用を3,518,264千円と見込み、病院事業費用が病院事業収益を676,047千円上回る収支不均衡の予算となっております。

「資本的収入及び支出」の予定額では、資本的収入を329,402

千円、資本的支出を462,843千円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、一時借入金で処理することとしております。

入院につきましては、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の三つの病棟を病状と入院目的により機能させ、質の高い医療を提供するとともに、高い病床稼働率を目指していきます。

入院患者数は、内科常勤医師の一人減員により減少するものとし、入院単価も来年度に改正される診療報酬での大幅な増額が見込まれないため、入院収益全体では、前年度より142,580千円の収益減となっております。

外来につきましては、患者数は森町病院、家庭医療クリニックとともに若干減少する見込みではありますが、入院単価は内科や整形外科で増額される見込みであるため、外来収益全体では、前年度より13,362千円の収入増となっております。

病院を取り巻く状況を見ますと、医師の確保につきましては、内科医師一人が減員となり厳しい状況下ではありますが、家庭医専攻医二人の増員を図ることができる見込みであり、今後も内科、小児科、総合診療の医師の確保に取り組み、収益確保に向けた診療体制の構築に努めてまいります。

また、看護師の確保につきましては、年度末までに正規職員3人の補充はできる見込みではありますが、今後も採用状況は厳しい状況が続くと思われ、更には病休、産休・育休者や年度途中での退職者もあることから、今後も看護配置の最適化により効率的な病棟運営に努めてまいります。

以上のことから、令和6年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応じた医療提供体制とすることで、安定的な収益確保につなげていきたいと考えております。

また、今年度策定をいたしました公立病院経営強化プランにつきましましては、今後も持続可能な地域医療提供体制を確保するため

の経営強化を目的として、令和6年度から最終年度を令和9年度とする4年間の計画期間としたプランとしております。

引き続きより実効性の高いプランとなるよう、経営の安定を目指し、職員一同、一層努力してまいりますので、議員各位におかれましても、御支援御協力をお願い申し上げます。

以上で、森町の令和6年度予算の概要の説明とさせていただきます。

令和5年度森町は、コロナ禍の3年間を乗り越え、各地域での祭典や産業祭をはじめとする各種のイベントが通常開催されるようになり、人の交流が盛んになってまいりました。

一方で、七夕豪雨以来の大きな被害をもたらした令和4年の台風15号の復旧が進む中、昨年6月の豪雨により、二度にわたる甚大なる被災を受け、今もなお復旧作業が進められている状況であります。

また、本年1月1日に発生した能登半島地震を受け、自然に対する脅威と、防災・減災、国土強靱化<sup>じん</sup>対策の重要性を改めて実感したところでございます。

新年度を迎えるにあたり、私は、森町のため、町民の皆さまのため、2期8年の確かな経験に、新しい発想を加えてチャレンジすることで、森町をリノベーションしてまいります。

その始動の年となる令和6年度は「森のベションまちづくりスタートアップ予算」とし、私が掲げます三つのまちづくりと六つの施策に果敢に取り組んでまいります。

そして、第9次森町総合計画の将来像に掲げた「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」の実現に向け、全身全霊を傾けてまいり所存でございますので、議員各位の御理解・御支援を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます、概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りまして、御議決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月7日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑及び委員会付託等を行います。

なお、議案第18号から議案第22号までの補正予算5件は、質疑・討論・採決を行います。

本日は、これで散会します。

( 午後 1時51分 散会 )